

国語審議会第十四回総会における

安藤主査委員長の報告

——当用漢字字体表について——

国語審議会第十三回総会の決議に基いて、本主査委員会に付託にいたしました漢字の字体の整理に關しまして、委員会の審議の経過を御報告申し上げ、あわせて、その審議の末にできました、当用漢字字体表について御説明申し上げます。

国民一般の文字生活において、主要な地位を占めている漢字の字体が、どう書けばよいかがよく問題になるくらいにまちまちであったり、日夕国民の目に触れる機会の多い活字にも同字異体のものが並び行われているという現状は、いつまでもこれをなりゆきにまかせておくことはできないのであります。

漢字にはまた、字画のきわめてこみいったものがあったり、字体のおたがいに、ひどく似ているものがあつたりして、その識別の困難なものがあります。混線や脱線の生じるのも無理がありません。書く

のにわずらわしさが多いばかりでなく、読む上にも見わけのむずかしいのがあります。これらの手近な例をあげてみましても、異体の統合、簡易字体の採用、通用字体とか俗用字体とかいわれるもののが確認といったような、それぞれの場合に応ずる何らかの方法によって、字体の標準を定めることが必要に感じられてまいります。したがって漢字の字体整理ということは、はやくから主要な要件となっておりまして、すでに 1 大正八年七月には文部省普通学務局から「尋常小学校の各種教科書に使用せる二千六百余字」について『漢字整理案』が発表され、2 大正十二年五月には臨時国語調査会から『常用漢字表』が発表され、これには一五四字の簡易字体が採用されております。3 大正十四年十一月には臨時国語調査会から『常用漢字表』について一〇二〇字の『字体整理案』が発表され、4 昭和十二年十二月にも国語審議会から『常用漢字表』（昭和六年五月臨時国語調査会発表）の一八五八字について『漢字字体整理案』が発表されております。最近にも、これが当用漢字選定の当時から問題となつたのでありますが、その際には百三十一字の簡易字体の採用を決定しただけで、その他のものについては、別に考慮することになつたのであります。こういう次第でありますから、国語審議会で、当用漢字別表、当用漢字音訓表にひきつづいて、字体の整理をとりあげるのが当然の順序でもあります。しかるに御承知のように、これよりさき、文部省には活字の字体の統一をはかることを目標

とした活字の字体の整理に関する協議会が組織され、そのみちの權威を集めての審議がすすめられ、活字の字体に関する限りにおいては、すでにその協議会で一応の成案をうるに至っており、このゆえに、さし当ってその活字の字体に関する整理案を基礎としてこれについて検討を加え、さらに広く当用漢字全体についての整理に手をつけましたが、それについては、まずその協議会案についての世論をきく要を認めましたので、国語審議会と協議会との名をつらねて約九百通の調査書を各方面に発送して、その意見を徴しました。これに対する回答は百七十五に過ぎませんでした。その意見には参考とすべきものが多かったためです。これはその一例であります。この以外にもなお従来字体の整理に関するいろいろな資料を参考とし、また教科書関係、学校関係の人々の協力をももつて、審議をすすめたのであります。

主査委員会では、昨冬以来委員会をひらくこと十六回、慎重審議を重ねて、ようやくここに成案をうるに至りました。お手もとにさしだしました当用漢字字体表というものがすなわちそれです。

当用漢字字体表は、まえがきの第一に、「当用漢字表の漢字について字体の標準を示したものである」とあります。字体の標準というものは何を意味するかが、まず明らかにされなければなりません。字体の標準とは何を意味しているか。まず「字体」については、活字字体の整理に関する協議会

では、これに「一点画の組合せからなる一字一字の形である」という定義をあたえて、これを書体と區別してありますが、これはだいたいにおいてうけいれてよい考え方であると思われませんが、あるいはまた、点画の組合せの定型化されたものともいえましよう。歴史的に漢字の変遷・発達をたどってみると、なお別箇の見解も出てまいりますが、漢字を現段階のものについて考えるときには、字体を点画の組合せに即したものとみることが合理的であります。漢字の成立ちを論ずるには、少くとも小篆^{てん}までさかのぼらなければという説も、一応もつともであります。通常現代のわれわれが漢字の字体についてもつ意識は、楷書^{かい}体に即してであります。それは、点画の配置・組立を明確に指摘することができるのは楷書に限られるといつてもよいからであります。草書・行書は動的であります。形態は動いてやまない態勢を示しておりますが、楷書は静的であり、定着的であります。草書が篆書からでき、行書が楷と草とのあいだから生れたというのが事実であるにしましても、普通に行書は楷書から、草書は行書からというように解されておりますのも、楷書が主として漢字の書体を代表しているからであります。そこで漢字の字体の標準を示すということは、楷書体によって代表される、もしくは、それによって例示される漢字の字体についていうことになりました。

そうしますと、問題はもう一度展開してまいります。楷書について字体を説くと申しても、印刷体

にしても活字体を例にとれば、活字そのものの特性に依存する独自の約束がありまして、これをもって筆字体を律するわけにはいきません。筆字体には、また筆字体の特異性に基く自由があります。このゆえに厳密に字体を論じますと、どの文字にも定まった型というものがなく、統一のないのがむしろその偽らざる姿であるともいわれそうであります。しかしまた、その変化の種々相を通じて共通的の実体の認められるものがあります。それらをとりあげてみますと、某字の字体はこれこれであるとか、某字の字体はまちまちで、いくつになるとか申すことが、可能になつてまいります。こういうように考えますと、漢字の字体の標準を示すことは、長い歴史を背景として現に絶えず展開しつつあるそれぞれの漢字の型式のうちから、その典型的なもの、代表的ものをえらぶことにおちつくのであります。ところが、漢字の字体をいかに点検して、字体の分化や異体の発生のおとをたずねてゆきますと、そこにいろいろの経路のあることがみいだされますが、簡単に申しますと、運筆の簡易化、点画の省略、類推による統合、別体の採用などがその主因と認められます。これは、字体の標準をきめるに、考え合せられるべきことであります。

ここで次の題目にうつりますが、まえがきの第二項には「この表の字体は、漢字の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとして選定したものである。」とあります。本表の字体の選定は、何をめ

やすとして行われたかは、一つの重要な問題であります。おなじく字体を整理するにも、整理の心ぐみがちがえば手段も結果もちがってまいります。復古を目標においての字体の選定では、もっぱら字源主義をとることになりましょうし、単に統一しさえすればよいというのならば一も二もなく、康熙字典こうぎか何かに準拠をもとめるといふのも一案でありましょう。しかし本主査委員会におきましては、わが国における、国字としての漢字の使用の歴史と現状とにてらして、字体選定のめやすを上記の点においてたのであります。漢字の字体の整理にあたっては、字体の考察もむろんないがしろにすることはできません。漢字の本国における学者の字体の考説も顧みられなければなりません。彼我両国の文字生活の関連における異体の発生や、両国人の文字観念の相違、その他いろいろの点において留意すべきものは多々ありますが、わたくしどもは、わが国の国情からみまして、おなじく字体の整理をはかるにいたしましても、その国字としての立場に重きをおき、わが国民の読み書きを平易にし正確にすることをめやすとすることにしたのであります。漢字を国字としていながら、その当用の範囲内にある漢字すらもよく書けないというのは、いかにもなさけない次第であります。高い程度の教育をうけた人々のうちにも、うそ字を書いて平気でいる人が少くありません。そういう人たちは、すでに、漢字をまわがいがなく書こうという意欲を失ってしまっているのですが、まだそういう境地に落ちこんでしまわない

人たちは、どうしたならばまちがいなく書けるかに苦心しているのであります。文字地獄にあがいているといってもよいのであります。それらの人々を救うためにも、字体の整理は要求されるのであります。それにはまず、字体を単一にする、すなわち、異体を統一することが第一であります。その場合には、一二つ以上の字体の並び行われているものについては、点画の組合せのむずかしいもの、こみいったもの、書きにくいものはとらない、2点画の組合せの複雑なもので省略の可能なものは、これを簡易化する、3点画の組合せの微妙な差異はなるべく問題にしない、4簡易字体の歴史的因縁の浅いものでも、社会的慣用が相当有力であると認められるものは、なるべくこれを採用するなどの方法によって字体をきめることにいたしました。この方針による字体の選定は、また同時にわれわれが漢字を正確に書くという結果をも伴うことになります。むずかしいからよく書けない、よく書けないからうそ字を書く、また字をまちがえるということになるのであります。なお二三の実例をあげてみます。漢字の型式にはいろいろの要素がありますが、者にあつては点が本来重要な要素であります。煮・暑・署・著・都・緒・諸などみなこの点をもつことになっております。しかし、こういう同類の他字との識別の要素でもない微細な部分のことは、みすごされがちです。したがって、この点の有無は、型式のなりたちの上に重きをなさなくなっております。これを見わけ、書きわけさせる要はあります。

まい。寛・殺・逸の点なども同様であります。月部・肉部・青部の月月月を一つにする、「巳」と「巳」と「巳」を一つにして「巳」とする、全と今との上の部分を一つにするなど、恵を恵、専を専、微を微、徴を徴、徳を徳とかき、神を神・祈を祈・巨・拒・距を巨・拒・距と書くなどもそうであります。

次に、まえがきの第三項には、「この表の字体の選定については、異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した。なお、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえとした。」とあります。字体の整理という問題は、単に漢字そのものにおける点画の組合せに即してばかり考えられるべきではありません。国字として長く漢字を使用して来た国民の過去および現在にわたる筆写の習慣について考慮することもたいせつであります。漢字使用の歴史をみてまいりますと、それぞれの時代には、その時代の社会に通有な字体観念ともいふべきものが見いだされますが、それはとりもなおさず、その時代の人々の筆写の習慣を背景としたものであります。

「半」を「半」、「次」を「次」、「要」を「要」、「即」を「即」と書くようなのも、筆写の習慣の推移によるものとみられます。

簡易字体とみられるものうちにも、この種のもものが少くありません。現在世に行われている「厶」(歴)、「斗」(鬪)、「云」(言)、「県」(縣)、「庁」(廳)などは、その類であります。

わが国最古の在銘鏡にも銅が同、鏡が竟と書かれております。また古くヨヨ縁覚、メメ声聞の例もあり、醍醐を酉酉としたような例もめずらしくありません。筆写の簡便をはかることも、一つの流れをなしております。

しかし、こういう筆写の習慣をどこまでとり入れるかについては、相当に論議を重ねたのであります。一方では、これを筆写の自由性を認める程度に止めておいた場合もあるのであります。また一方では相当に大きく筆写の習慣による簡易化をとり入れた場合もあるのであります。

次に、学習の難易ということも、字体の選定についての有力な条件となります。漢字の本質からみても、その学習において、字体のあやまりない認識をもつことがたいせつであることは申すまでもありません。字体の見わけやすく、書きやすいことが認識をたしかならしめる第一の条件です。それには鮮明度が強く、運筆のまぎらわしくないことがまず要求されます。「懷」(懷)、「藝」(芸)、「櫻」(桜)、

「疊」(疊)などはやっかいな字です。「巳」「己」「巳」「巳」を見わけ書きわけするのもむずかしいことです。一般に字画の複雑なものにあやまりやすいともいえます。そういう角度からの検討も加えなければ

ばなりませんでした。しかもさらにまた、重要な案件の一つとして残っておりましてのは、印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させるということでもあります。はじめに申し上げたとおり、今回の漢字の字体の整理は、最初、活字の字体の整理としてとりあげられたのでありますが、活字の字体となりますと、活字にはまた活字そのものの性格に基づく制約と活字の発達の歴史から派生した技術的の約束がありまして、活字において妥当とみとめられる字体を、かならずしもそのまま筆写体に應用するわけにはいかないのであります。今までの活字の字体は、主として活字本位でありましたために、筆写体とのへだたりが多く、それが社会的にも教育上にも、大きななやみのたねともなっていたのであります。ここに活字字体の整理という問題も起って來たわけでありましたが、今、さらにこの問題をおしひろめて、印刷体にも筆写体にも通用する一般的の字体の整理としてこれをとりあげることになってみますと、両者の調整が十分に考えられなければなりません。これは当然のことであります。

本案において活字の特質に基くもの、筆写の特質に基くもの、それらの融通性を認めて、字体の素型に標準性をあたえることにいたしましたのも、そのためであります。（「使用上の注意事項」参照）

以上、当用漢字字体表の説明を終えるに当りまして、一言なお申しそえたいことがございます。漢字の字体の整理は、前にも述べましたように、前々からの懸案であります。しかもその整理案の発表

は、数次にわたっておりながらも、今日まで未解決のままになっているのであります。すでに当用漢字が制定され、その音訓表が発表され、それらがすでに実行にうつされていく今日において、同一圈内に属する字体の整理だけがとり残されるべきではないと存ぜられます。本案が総会において幸に可決決定をみるに至りましたならば、当局においてその実施について最善の措置をとられるよう切望する次第であります。

漢字字体の整理統一が、かならずしも容易でないことは、わたしどもにおいても十分に了知しているところであります。これは一般社会のためにも教育界や印刷界の協力にまたなければならぬのであります。活字の母型の製作、活字の新鑄などに多額の経費を要することも考慮しなければなりません。したがって、あるいは現下のわが国において、漢字の字体の統一をはかるということは、経済界の実情を無視したものであるとの非難も起るかと思われれます。しかし、その非難は、妥当であるとは思われません。一挙に各新聞社、各印刷会社、印刷工場の活字を新たにするというのならば、一時にばく大な金額を要することにもなりましようが、かくのごときことは、もともと漸をおうての実現を期すべきでありますから、経済的問題は何とか緩和されることと存じます。しかもまた他の一方において、戦後のわが印刷業界では戦災による活字母型や活字の喪失を補充するため、また業界の拡張

に資するための、新規製作の要求の続出が見こまれるということも考えられます。もしこれが事実であるならば、今日の時期は、むしろ漢字の字体の整理をはかる好時期であるともいえましょう。いたずらに手をこまぬいては時期はまいりません。わたくしは一般国民の協力によってこの難関を突破されることを切に望んでおります。世にはまた字体の整理のごとき、国民すべてに関する問題はある一部のものの私議にまかせるべきではない、また官権の力をもつてこれを民衆にしいるべきではないというような意見も出ています。当用漢字の選定その他の問題についても同様の意見が出ております。しかし、おもうにこれらの問題はすでに多年の懸案に属しており、民衆の間に論議がくり返され、しかもその解決の要求はもともと民間から起って来ているのであります。しかるに最近上記の問題に関する解決案が、主として国語審議会の審議にかかるものであり、まず官庁によって採用され実行されるので、ややもすればこれが天下りのものであるかのように誤解されております。むかしは、民衆が国語国字の問題の解決に熱心なのに、官庁側はすこしもこれに共鳴しないというので、官庁側の冷淡が攻撃されていたのでありますが、今はこれとは逆に、官庁側は解決案の實踐に率先するがゆえをもって非難をうけるはめにおちいつているのであります。これはまことに意外のことといわなければなりません。国語審議会の諸公は、至公至平国民のため民衆のためを念として国語国字の

問題の審議に當つておいでであります。文部省をはじめ官庁側では、心を一にして一般民衆のため率先問題の解決に協力し、さらに国民一般の協力を念願していられるのであります。イニシヤティブが何人によつてとられようとも、どの側からさきに実践者が出ようとも、その先後は論ずるに及ばないと思ひます。国語問題、言語問題の解決が官府の強制によつてなされるべきでないということは、わたくしの多年力説しているところでありませぬ。そのわたくしなどから見ましても、これを官府の強要と考えるのは事実の眞を得たものとは思われませぬ。本案につきましても、またこれが幸に本總會で可決され採択された場合に、やはり同様な非難が起るでありませぬ。当局において、よく事の眞相を明らかにされ、世の誤解を解いて、一般社会の協力を得るようお取り計らい願ひたいと存じます。